

# 八幡浜市住宅リフォーム等補助金交付要綱

〔平成26年10月23日〕  
要綱第31号

改正 平成28年 4月22日要綱第14号  
平成31年 3月22日要綱第9号  
令和 2年 4月 1日要綱第46号

## (目的)

第1条 この要綱は、民間住宅のリフォーム又は増改築の工事に要する経費に対し、予算の範囲内で八幡浜市住宅リフォーム等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、既存住宅の居住環境の質の向上及び住宅投資波及効果による市内経済の活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために、既存の住宅の全部又は一部の修繕、補修、模様替え又は更新等を行うこと。
- (2) 増改築 既存の住宅に増築すること又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、市税を滞納していない者で、住宅（自己又は自己の親（配偶者の親を含む。）若しくは子が所有し居住する住宅をいう。以下同じ。）のリフォーム又は増改築の工事（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者とする。

## (補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、リフォーム等工事の着工時において、市内に存する建築後20年以上経過している住宅で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住以外の部分が50平方メートルを超えないものに限る。）
- (2) マンション等区分所有の共同住宅（居住の用に供する専有部分に限る。）

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象住宅について、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）が20万円以上であること。
- (2) 市内に本店、支店等の事業所を有する建築業者等が施工するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付の対象としない

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門、塀等の外構工事
- (3) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと認められる工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、リフォーム等工事に要する費用の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超えるときは、20万円とする。

(事前申込)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム等工事の着手前に、市長が別に定める期間内に補助金交付事前申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事内訳見積書の写し
- (2) 次に掲げるいずれかのもの
  - ア 納付状況調査に係る同意書（様式第1号の2）
  - イ 住宅の所有者の納税証明書（主な居住者と住宅の所有者が異なる場合は、主な居住者の納税証明書を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ補助金交

付の候補者を決定する。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事前申込申請額の合計が当該年度の予算を上回る場合は、同項の規定による審査において適当と認める者の中から抽選により補助金交付の候補者を決定する。

4 市長は、前2項の規定による決定を行った場合は、補助金交付事前決定（申請却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助金の交付申請）

第7条の2 前条第4項の規定により補助金交付の事前決定を受けた者（以下「事前交付決定者」という。）は、補助金交付申請書（様式第2号の2）に次に掲げる書類を添付して、当該事前決定のあった日から起算して2か月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) 住宅の全景写真及び補助対象工事を施工する箇所の写真又は図面

(3) 住宅の所有者及び住宅が建築後20年以上を経過していることを特定できる書類

(4) 事前交付決定者以外の者が所有する住宅について申請する場合は、事前交付決定者と当該住宅の所有者との関係を示す書類

(5) 同意書（様式第3号。主な居住者と住宅の所有者が異なる場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第4項の規定により事前交付決定を受けた補助金の額からリフォーム等工事に要する費用が増額することとなった場合においても、補助金の交付申請額の増額は、これを行うことができない。

3 補助金の交付申請は、補助対象住宅1戸につき1回限りとする。

4 補助金の交付申請は、補助対象者1人につき1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により事前交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定について、必要な条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件によることができないときは、当該年度の1月末日までに書面により申請を取り下げることができる。

2 市長は、前項の取下げにより当該年度の予算に剰余額が発生した場合は、当該剰余額の範囲内において前3条の規定により交付決定者を決定する。

（補助金の変更申請等）

第10条 交付決定者は、第7条の2第1項に規定する申請事項について変更が生じた場合は、補助金変更申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 工事請負変更契約書又は変更請書の写し

(2) 変更後の工事内訳見積書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該変更により補助金の額を減額することを決定したときは、第8条の例により通知し、それ以外の決定をしたときは当該変更による決定の通知はしないものとする。

3 第1項に規定する申請事項の変更によりリフォーム等工事に要する費用が増額することとなった場合においても、補助金の交付決定額の増額は、これを行うことができない。

（工事完了実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したとき（増改築の工事を行った場合で建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときにあつては法第7条第4項及び法第7条の2第4項の規定による検査を受けた日、それ以外のリフォーム等工事を行った場合にあつては工事請負業者から引渡しを受けた日をいう。）は、速やかに、工事完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事を施工する箇所の工程写真及び完成写真

(2) 増改築の場合で法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、法第7条第5項及び法第7条の2第5項の規定により交付された検

査済証の写し

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(審査等)

第12条 市長は、前条の工事完了実績報告書を受領した場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する審査等の結果、補助対象工事の実績が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう交付決定者に求めることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する審査等により補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の請求を行うときは、補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象工事以外に使用したとき。
- (3) 第8条第2項に規定する条件に従わなかったとき。
- (4) 第12条第2項に規定する措置をとらなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(手続の委任)

第16条 この要綱に規定する申請書類の提出等について、申請者、事前交付決定者又は交付決定者以外の者が行う場合は、この要綱に基づく手続等について委任する旨を記した書類を添付しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月22日要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の八幡浜市住宅リフォーム等補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月22日要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日要綱第46号)

この要綱は、公布の日から施行する。